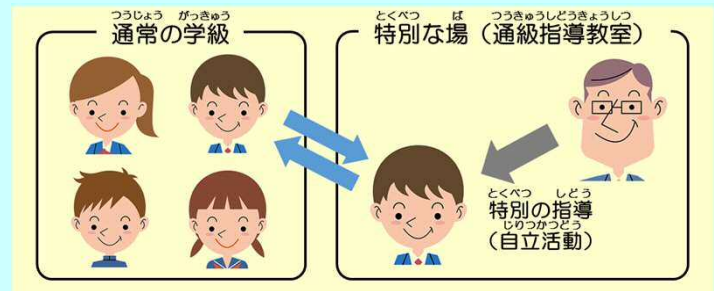


高等学校における「通級による指導」について

「通級による指導」とは？

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を受ける特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。



- 通常の時間割に加え、年間を通じて定期的に放課後等を利用して個別授業等（自立活動）を行います。
- 高校生活や将来のこと、自分自身の特徴などについて一緒に考えます。
- 指導は県立高校（高校通級拠点校）の教員が担当し、皆さんが在籍する高校で通級指導を行います。
- 授業日は、高校のスケジュール（行事やテスト期間、部活動大会等）を見ながら相談して決めます。

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----|------------------|---|------|---|---|
| 1限 | | | | | |
| 2限 | | | | | |
| 3限 | 〇〇高校 時間割のイメージ | | | | |
| 4限 | | | | | |
| 5限 | | | | | |
| 6限 | | | | | |
| 7限 | | | 通級指導 | | |

「通級による指導」の対象となる生徒は？

拠点校方式での「通級による指導」の対象は、発達障がいのある生徒を想定しています。通常の学級の学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする生徒が対象です。なお、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、本人、保護者、教員のニーズや意向、専門家の意見等、さまざまな立場から情報を収集し、より妥当な判断を検討していくことになります。

『こんな悩みはありませんか？』

（高校在学中のAさん）

- みんなが声を掛けてくれるのは嬉しいけど、かえって緊張して話せなくなってしまふ。
- 文字を見ても、読み方がすぐに思い浮かばない。上手く読めないから、教科書を読むのは嫌。漢字を何回書いても、なかなか覚えられない。
- 頭の中にいろんなことが思い浮かんで、勉強に集中したいのにできない！
- 友達の嫌がることは言うてはいけないと分かっているのに、また言うてしまった。



一緒に考えましょう！

（この春に高校へ進学するBさん）

- 「きちんと」「もう少し」と言われるけど、どのくらいやれば「きちんと」したことになるのか分からない。
- 思っていることをそのまま口にしたら、叱られてしまった。間違っただけのことを言っていないのに、どうしてなのか分からない。
- 他の人が気にしないような音をうるさく感じたり、光をまぶしく感じたりして、みんなとは感じ方が違うことがある。



「通級による指導」の指導内容は？

小・中学校と同様に、学習面や生活面に関する内容が取り上げられるほか、卒業後の適応に関する課題が考えられます。

取組例として「障がい特性の理解と自己理解」「効果的なコミュニケーションスキル」「社会自立に必要な知識やスキル」の指導などがあります。

授業内容の例

- 円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付ける。
- 学校の決まりや適切な対人関係を維持するための社会的ルールを理解する。
- 感覚の過敏さや鈍麻さがある場合、自分の感覚の特性に気づき自分で工夫する技能等を身に付ける。
- 作業や学習等の見通しを持ち、集中できるようにする。
- 自己の感情や欲求をコントロールする方法を理解する。
- 例えば、文章を読み上げることや内容を理解することが苦手な場合は、書いてある文字の音や意味を素早く思い出しながら音読したり、細かな違いの見極めが難しいときに漢字やアルファベットを大きく表したりして、自分に適した方法を理解し、身に付ける。

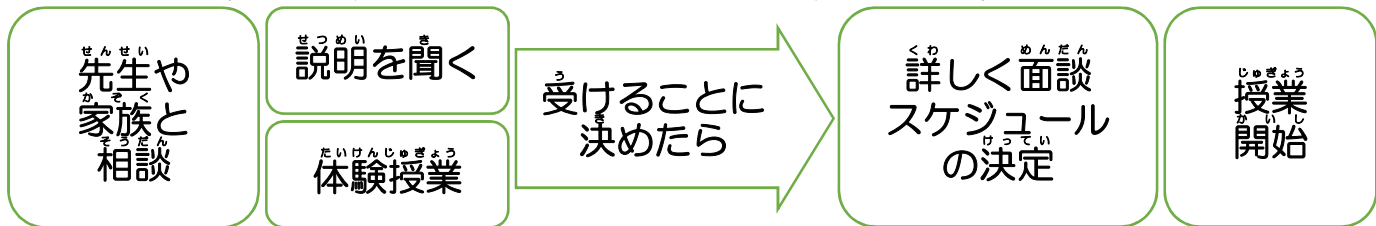


高校を訪問します。
週1回または2週間に1回
お会いしましょう！（想定）

〇〇高校Aさん
毎週水曜7限

★★高校Bさん
隔週金曜7限

授業開始までの流れ（出雲・浜田圏域拠点校方式のR3年度の場合）



（新入生）

まずは高校生活に慣れてから。その後、「通級による指導」を希望する場合は、担任等に相談してください。

秋頃から開始予定
（R3年度）

（在校生）

「通級による指導」を希望する場合は、担任等に相談してください。

※「通級による指導」の単位認定は、R3年度は行わず、R4年度から行います。

「通級による指導」で期待される効果は？

学校生活や社会生活をスムーズに送ることができるようになり、生徒本人の学習意欲や自己肯定感の向上につながる事が期待されます。また、学校全体の特別支援教育に関する体制整備のより一層の推進とともに、教職員、保護者、周囲の生徒等の理解促進が期待されます。



問い合わせ先
島根県教育庁特別支援教育課

TEL 0852-22-6710 FAX 0852-22-6231